

第 5 章

構造改革特別区域推進本部

(設置)

第三十七条 構造改革の推進等に必要な施策を集中的かつ一体的に実施するため、内閣に、構造改革特別区域推進本部（以下「本部」という。）を置く。

1. 構造改革特別区域制度においては、各地方公共団体からの構造改革特別区域計画の申請の受付及び認定に係る業務については、内閣府において内閣府の長たる内閣総理大臣が一元的に実施することとしています。
2. 一方、構造改革特別区域基本方針案の作成など、構造改革特別区域制度の推進に関する基本的な施策などについては、すべての行政分野にまたがるものであって、政府全体で取り組む必要があるため、内閣総理大臣を構造改革特別区域推進本部長とする（第40条）構造改革特別区域推進本部を内閣に設置し、取り組んでいくこととしています。

(所掌事務)

第三十八条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 構造改革特別区域基本方針の案の作成に関すること。
- 二 構造改革特別区域基本方針の実施を推進すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、構造改革の推進等に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

1. 構造改革特別区域推進本部においては、構造改革特別区域基本方針（以下「基本方針」という。）の案を作成するとともに、閣議決定された基本方針の適切かつ円滑な実施等を通じて、構造改革特別区域制度の推進を図ることとしています。
2. このため、構造改革特別区域推進本部においては、定期的に新たな規制の特例措置の整備その他の構造改革の推進等に関し政府が講ずべき新たな措置に係る地方公共団体や民間事業者等からの提案の募集、提案又は情勢の推移を踏まえた基本方針の案の作成、基本方針に基づいて法令の規定の整備を行う際の関係行政機関との調整、規制の特例措置の効果及び影響についての評価、さらに地方公共団体等に対する助言や情報提供等の幅広い任務を行うこととなります。

(組織)

第三十九条 本部は、構造改革特別区域推進本部長、構造改革特別区域推進副本部長及び構造改革特別区域推進本部員をもって組織する。

(構造改革特別区域推進本部長)

第四十条 本部長は、構造改革特別区域推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(構造改革特別区域推進副本部長)

第四十一条 本部に、構造改革特別区域推進副本部長（次項及び次条第二項において「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(構造改革特別区域推進本部員)

第四十二条 本部に、構造改革特別区域推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣をもって充てる。

構造改革特別区域推進本部の組織は、内閣総理大臣をもって充てられる構造改革特別区域推進本部長、その職務を助ける構造改革特別区域推進副本部長が置かれるほか、構造改革特別区域制度はすべての行政分野に関係することから、全閣僚がメンバーとなることとされています。

(参考) 構造改革特別区域推進本部の副本部長の特定について（平成14年12月27日閣議決定。平成21年11月17日閣議決定により最終改正）

構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）の施行（平成14年12月18日）により内閣に構造改革特別区域推進本部が設置されることに伴い、構造改革特別区域推進副本部長に充てられる国務大臣は、内閣官房長官、地域活性化担当大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）及び内閣府特命担当大臣（規制改革）とする。

(資料の提出その他の協力)

第四十三条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、国の行政機関、地方公共団体、行政法人（行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する行政法人をいう。）及び地方行政法人（地方行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

本条は、構造改革特別区域推進本部が第38条に規定された所掌事務を遂行する上で必要な場合には、規制の特例措置に係る関係行政機関の長及び構造改革特別区域計画の認定を受けた地方公共団体のみならず広く協力を求めることができる旨を定めたものです。

なお、国立大学法人及び大学共同利用機関法人は国立大学法人法施行令第23条の規定により、また、日本司法支援センターは総合法律支援法施行令第18条の規定により、それぞれ行政法人とみなして本条を準用するものとされています。

(事務)

第四十四条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第四十五条 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

申請された構造改革特別区域計画の認定に関する事務は、内閣府において行われることとなりますが、構造改革特別区域推進本部(以下「本部」という。)については、内閣に設置されることからその事務は内閣官房において処理することになるとともに、本部に関する事務については、内閣総理大臣自身が主任の大臣として、分担管理するものであることを明らかにしたものです。

なお、内閣府が行う認定事務と本部の事務とは、相互に密接に連携して実施されることとなります。

(政令への委任)

第四十六条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

構造改革特別区域推進本部の組織や任務について、必要に応じて政令により定めることとしており、当初の構造改革特別区域基本方針において、規制の特例措置の実施状況に関する評価を行うため、「本部に、民間事業者、学識経験者等第三者からなる評価委員会（仮称）を平成15年中に設置することを検討する」こととされたことを踏まえ、構造改革特別区域推進本部に評価委員会を設置すること等を内容とする構造改革特別区域推進本部令が制定されています。

平成19年5月には、評価委員会に代えて、同委員会の事務に「本部長の諮問に応じ、新たな規制の特例措置の整備その他の構造改革の推進等のために講ぜられる施策に係る重要事項について調査審議する」との事務を加えた評価・調査委員会が設置されています。

(参考) 構造改革特別区域推進本部令（平成十五年政令第三百二十六号）

(評価・調査委員会)

第一条 構造改革特別区域推進本部（以下「本部」という。）に、評価・調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 構造改革の推進等を図る観点から、特定事業の実施又はその実施の促進の状況について評価を行い、その結果に基づき、構造改革の推進等に関し必要な措置について、構造改革特別区域推進本部長（以下「本部長」という。）に意見を述べること。

二 本部長の諮問に応じ、新たな規制の特例措置の整備その他の構造改革の推進等のために講ぜられる施策に係る重要事項について調査審議すること。

3 委員会は、委員十人以内をもって組織する。

4 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第二条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

(委員の任期等)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(本部の運営)

第四条 この政令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が本部に諮って定める。